

令和4年由仁町議会第1回定例会 第2号

令和4年3月11日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
- 4 意見書案 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書について
第1号
- 5 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	羽 賀 直 文 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	加 藤 重 夫 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	佐 藤 英 司 君
	7番	平 中 利 昌 君		8番	大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	川	原	直	人
員	会	事	田			君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。
よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 大竹君、9番 後藤君を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（熊林和男君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問においては、4名の議員から通告されております。
順次発言を許します。
最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

- 6番（佐藤英司君） 通告に従いまして、私から質問させていただきます。
当町の空き家の現状と今後の対策についてでございます。空家対策特別措置法が平成27年2月に施行され、本町においても平成30年8月に空家対策計画を定めたところですが、この計画の策定から3年経過していますが、現在の計画の執行状況についてお伺いをします。
まず、1点、空き家等のデータベース化の進捗状況とその利用方法について。
2点目、所有者不明空き家の現状と今後の対策について。
3点目、由仁町空家等対策協議会の活動状況及び特定空家の認定について。
以上についてどのようなお考えをしているか、町長にお伺いします。

- 議長（熊林和男君） 町長

- 町長（松村 諭君） 佐藤議員の当町の空き家の現状と今後の対策についてのご質問にお答えをいたします。

少子高齢、地方から都市部への人口流出に伴う人口減少などによりまして全国的に適切に管理されない空き家が増加し、その空き家の倒壊や衛生上の問題などが社会問題化する中にありまして、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用促進を目的に平成27年2月に空家等対策の推進に関する特別措置法、以下私の答弁におきましては空き家法と申し上げさせていただきますが、この法律が施行されました。これを受けまして、同年、当町におきましても空き家等実態調査を実施いたしまして、その結果を基に平成30年8月、由仁町空家等対策計画を策定したところであります。この法律及び計画の策定によりまして、市町村においては空き家

の所有者、管理者の把握の下、私有財産である空き家等に対し、保安上危険となる空き家、衛生上有害となるおそれがある空き家、あるいは著しく景観を損なっている空き家などを特定空家と位置づけ、行政による助言や指導、勧告、命令、最終的には行政代執行といった行政処分や有効活用に関する措置が可能となったところであります。

ご質問の1点目ではありますが、家屋等のデータベース化の進捗状況とその利用方法についてであります。さきに述べましたとおり、平成27年度に民間事業者に委託して調査をいたしました。成果品としては一覧表、台帳、調査票、位置図を納品していただきましたが、それらの成果品を活用して関係部局との情報共有を図りながら適宜更新しているところであり、管理不全の空き家に対する注意喚起や改善要望を行う際の基礎資料として活用しているところであります。

次に、2点目の所有者不明空き家の現状と今後の対策についてであります。現在町内には所有者不明の空き家は3軒あり、その所有者を特定するため、空き家法に基づいて住民票や戸籍に記載されている他の市町村への照会を行い、所有者またはその相続人などの追跡調査を継続しているところであります。法定相続人はその権利がおいやめいにまで及ぶこともあり、調査に時間を要しておりますが、所有者本人及び相続人の連絡先などを土地の所有者や近所にお住まいの方などに聞き取りを行うなど、引き続き調査を実施してまいります。

次に、3点目のご質問であります。空家等対策協議会の活動状況及び特定空家の認定についてであります。空き家法に基づき由仁本町及び三川市街地区の連合自治区長など11名の構成員で設置いたしました協議会は、平成30年度から毎年開催をしております。町内の空き家に関する情報交換や特定空家等実態調査の結果を踏まえ、特定空家として認定するか否かについて協議を行っているところであります。なお、特定空家につきましては、これまでに該当はありませんが、その候補といたしまして24棟をリストアップ、特定しているところであります。今年度まで12棟が解体または取り壊され、新たに1棟を加えたところであり、現在13棟を特定空家候補として現況確認及び家屋情報の異動の有無などを管理しており、必要に応じて所有者に対し適正な管理を行うよう要請をしているところであります。

今後も個々の空き家の状況に応じた対応策を検討し、町内の空き家解消に向けた取組を計画的に行うように努めてまいります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長の説明によりますと今言う特定空家は13軒、所有者不明が3軒ということでございますけれども、町の現在の空き家状況につきましても特定空家候補は減っているということでございますけれども、特定空家以外にも空き家はございます。総務省が5年に1度実施している住宅、土地調査では、全国の住宅のおおよそ7戸に1戸が空き家という状況が明らかになっております。今後も増え続けると思います。町長のおっしゃるように、由仁町のNPO法人ユニライズが運営するホームページによりますと、令和3年、去年の4月1日から9月30日までの活動状況では、空き地の登録は前年度か

ら継続43件と新規登録が4件、合わせて47件、空き地です。空き家という継続数が4件、新規登録が5件、そのうち払下げが1件で、計8件ということでございます。そのうち売買と賃貸が成立した物件が2件で、9月30日現在登録件数が4件ということが報告されております。契約成立の成果が上がっていることは評価すべきですが、平成27年に町長がおっしゃるような実態調査した際の空き家の軒数が175軒と報告されていることから、この間に解体や売買されたものがあるとして登録件数が少ないような感じがします。

そこで、町長にお伺いします。少子高齢化により空き家が増加する中、国土交通省主管による平成29年度全国空き家対策推進協議会というものがされました。これは、北海道では60市町村が入っています。地方公共団体や関係団体等が情報共有機関として対応しますが、入会の考え方はあるか。また、空き家バンクの利用促進を進め、空き家解消のためには相談窓口の充実が必要と考えております。町長はどのような考えをしているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。全国空き家対策推進協議会のことだと思われませんが、こちらのほうはこの協議会のほうに加入するかどうか、これを現在検討している段階でございまして、どのような活動をしているのか、そういったことをよく調べまして、加入するか、あるいは加入しないのか、そちらのほうを決めたいと考えておりますので、今この場で確実に加入すると、あるいは加入しないというような答弁は控えさせていただきたいと思っております。しっかりと調査をいたしまして、当町のこの問題解決のために有効であると、役に立つということであれば加入していきたいと考えているところであります。

次に、NPO法人ユニライズ、それも含めましていわゆる相談窓口の関係ではないかなというふうに使われますが、こちらのほうにつきましては私先日の町政執行方針でも申し上げましたとおり、まず第一はこの空き家問題の解消につきましては何よりも、これは個人の所有物件でありますので、まずは所有者に対して管理責任をしっかりと守っていただくということをお願いをし続けていきたいと思っております。ユニライズでは、議員がたがいま調査されたとおりの土地、いわゆる空き地であります。それから空き家をサイトをつくりまして掲載をして、解消に向けて活動しているところでありますが、ついせんだってこの問題に対して非常に危機感を抱いている方から、大変いいサイトを展開している、そういったいい業者を紹介いただきました。早速私は、これをユニライズのサイトと併せて、これは全国規模であったものですから、そちらのほうと連携して当町における情報を積極的に発信してこの問題を解消できないかなと考えておまして、まずはこの業者とユニライズのほうをマッチングさせまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今後とも、これは本当に一石二鳥、短期間のうちに解決できる問題ではありませんが、できる限りの手段を講じてこの問題の解消に向けて取り組んでいきたいと考えているとこ

ろであります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○8番（佐藤英司君） この空き家の問題は非常に難しい問題でございますけれども、そこで所有者不明の空き家を特定空家に認定することで国の補助金を利用して地域の集会施設へ空き家を活用するという方法もあります、町としてそのような考えはあるかどうか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまのご質問にお答えする前に、法律ができたおかげで行政代執行ができるようになったわけでありまして。その法律ができる前から行政代執行に取り組んでいる自治体もあるというふうに伺っております。道内におきましても積極的に行政代執行を行っているところがありますが、いずれも執行しても解決に至らないと。むしろかかった経費を所有者に請求してもそのお金が納入されないという、そういう例がたくさん見られるわけですから、このことについては本当に慎重に対応していかなければならないと考えているところであります。国交省の事業等もありますが、私としてはまだまだそこに着手をしてこの制度を活用して取り組むという考えは今のところはありません。もっとも私たちが町行政としてやるべきことがまだまだあるのではないかなと思っておりますので、この事業を活用するにはもうちょっと時間をいただきたいと考えております。

（「答弁漏れが1件ありました」の声あり）

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 議員のご質問で集会所等に活用できないかというお話がありましたが、現段階においては先ほどお答えしたようにこの事業を活用するという考えはございませんので、集会所等に活用するというのも当然今は考えておりません。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） まだまだ話したいことがいっぱいあるのでございますけれども、一つだけ許してください。最後の質問だけ聞いてまとめていきますけれども、最後にちょっとお伺いしたいのですけれども、今現在のところ特定空家にはなっていないのですが、今後所有者不明とか特定空家が発生する可能性があると思っておりますけれども、そのときに備えて町の判断基準を盛り込んだ条例の制定も視野に入れるべきでないかと思うのですけれども、その点だけちょっと教えてください。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） いずれは条例も制定しなければならないと考えております。ただ、現段階においては私どものほうでこの条例につきましても先進自治体の事例を参考にしつ

かりと調査を行いまして、制定の有無についてまた検討を重ねていきたいと考えております。現段階で直ちにこの条例を制定するというふうには今のところは考えておりません。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 空き家の増加は全国的な問題であり、どのような都道府県も市町村も対応に苦慮しています。空家特別対策法によって町長がおっしゃるように行政代執行や略式代執行の空き家撤去が可能となりましたが、町にはその後の費用回収としての問題があります。由仁町においては所有者の管理責任において対応していくとのことで一定の成果が出ているので、今後も町民が安心して暮らせるような角度から対応を検討し、対処されることをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時51分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○8番（大竹 登君） 私は、大項目2点についてお尋ねをしたいと思います。財政問題と病院問題についてであります。

1点目、財源確保と財政健全化の今後の見通しについて。令和4年度の町政執行方針と当初予算案が示されました。それによりますと、全会計の予算総額は88億4,518万円、一般会計は52億1,515万1,000円となっており、地方税と地方交付税を合わせて1億7,129万1,000円の増額見込みとなっています。しかし、臨時財政対策債及び地方特例交付金は減額となることから、令和4年度予算編成に当たっては前年度に引き続き不足財源分を財政調整基金とふるさと基金を取り崩して収支を整えたということでもあります。新型コロナウイルスの終息の見通しも不明で、基幹産業である農業も米価の下落、畜産物の消費低迷、商工業も影響を受け、町財政においても税収の減収が予測されております。税収と基金が減り、公債費が増えていくと一層の財政悪化が懸念される所でございます。こうした状況を踏まえ、今後の財源確保と財政健全化の見通しについて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の財源確保と財政健全化の今後の見通しについて、ご質問にお答えをいたします。

昨年12月24日に閣議決定されました令和4年度予算につきましては、地方税及び地方交付税は令和3年度を上回る見込額が計上されたところでございます。令和4年度の地

方一般財源総額につきましては、地方特例交付金や臨時財政対策債は議員ご指摘のとおり減額されたものの、感染症対策、社会保障費、デジタル化、脱炭素、地方創生の推進、防災、減災対策など歳出増加を踏まえた総体的に令和3年度をやや上回る予算額が確保されたところであります。また、当町における町民税をはじめとする各種町税につきましても、米価の下落をはじめとする農業関連収入や商工業関連の産業におきましては新型コロナウイルス感染症の蔓延による景気低迷の影響を受け減少、減収になるものと予想しておりましたが、幸いにも令和3年度をやや上回る予算額を見込むことができました。しかしながら、本年1月からのオミクロン株による第6波となる感染拡大やロシアのウクライナに対する軍事攻撃による戦闘など、これまでの景気低迷に加えて原油、天然ガスや小麦の価格が高騰し続けており、景気回復を妨げる要因が今後も続くものと考えられます。

歳入の大半を地方交付税に依存している当町にとりましては、景気低迷、不況の影響によりまして地方交付税が圧縮されれば、たちまち財政危機に陥るおそれがあるものと危機感を抱いているところでもあります。町政執行方針でも申し上げましたが、築40年を超える老朽化した施設や平成に建設いたしましたゆにガーデンや町民プールなどの公共施設の維持補修費が年々増加しております。現在はこれらの施設を維持するために最低限の補修で対応しておりますが、今後莫大な費用を要する大規模な改修が必要となる施設を抱えているというのが現実であります。さらに、各種電算システムなどの保守、法改正に伴う改修費用も年々増加しており、令和4年度におきましてはその額が約1億600万円、過去最大の予算額を計上したところであります。これら公共施設や行政サービスの維持に不可欠な電算システムなどの維持補修経費などが増加していることが本年度の約2億円の予算不足を発生させる要因となっているところであります。予算編成に当たりましては、歳入歳出の均衡を図るために、緊急性を勘案した上で優先順位を決め、実施時期の先送りを行いながら歳出予算の抑制に努めておりますが、人件費や扶助費、公債費などの任意に削減できない義務的経費が歳出予算の37%を占めていることから、やむを得ず財政調整基金を取り崩し、財源不足の解消、収支の均衡を保っている状況で、表現を変えますとタイトロップ、綱渡りの状態であります。

議員ご指摘のとおり、税収や基金残高の減少が見込まれることから、今後もより一層の歳出削減と歳入確保を常に意識しなければ、平成20年度のような町財政の悪化が進み、これまでと同様の行政サービスを提供することが難しくなります。したがって、財源の確保に向けて、未利用財産の活用と処分を積極的に進めるとともに、引き続き地方固有の財産であります地方交付税総額の確保とゴルフ場利用税市町村交付金の制度が存続されるよう地方団体が一丸となって国に対して引き続き要望を続けてまいります。また、現在の町の規模や住民のニーズを踏まえながら、長期的な視点を持って事務事業の見直し、公共施設の更新、統廃合につきましても慎重に検討を行い、これからも財政負担の軽減と平準化を図り、徹底した財政健全化に取り組んでまいります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） ただいまの答弁で財政力が非常に厳しいと、財政状況が国を含め

てです。そこで、重ねてお尋ねをします。今答弁された現状から、まず1点目、由仁町の財政力指数の推移について現状と今後の見通しをどのように考えられたのか。それから、財政調整基金がその運用の中でどうなっていく見通しなのか。それと、3点目は、公債費と償還額が増えてきているわけであります。そうしますと、新たな事業展開のためにまた新たな借金といいますか、公債費が増えざるを得ないということから、由仁町の財政力、公債費比率とか財政力がどのようになっていくのかという今後の見通しについて、にっちもさっちもいかないから、あれもこれもやらないというわけにもいかないという状況の中での非常に厳しい財政状況の運用となると思いますけれども、この辺についてどう認識しているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員から4点の再質問をいただきましたが、1点目の財政力指数の推移につきましては、大変申し訳ございませんが、資料を持参しておりませんので、ただいま資料を用意しておりますので、この1点目については後ほどお答えをしたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

2点目でございます。基金の状況についてお答えをいたします。議員もご承知のことと思いますが、平成20年であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律と、地方公共団体の財政状況を判断するための基準がこの法律によって定められました。当町は、そのうちの指数の1点目だと思っておりますが、公債費比率、いわゆる借金の率であります。これが国の定めた基準25.0%を超えまして、たしか当時は26%だったと思っております。早期健全化団体に転落をいたしました。その結果どうなったかといいますと、新たな借金をするときには、本来であれば由仁町独自で借金をすることができるのでありますが、都道府県、国の許可を得なければ借金をすることができないという、そういった時代に突入をしたわけでございます。それから以降につきましては、行財政改革を推進して一日も早く早期健全化団体から脱却するという町行政を進めてきたわけであります。

その平成20年のときの財政調整基金は1億5,424万円ございました。令和4年度の予算の収支の均衡を図るために崩した基金が2億円ありますから、その基金よりもはるかに足りない。1億5,400万円しか平成20年度はなかったのであります。それから行財政改革を進めていきまして、少しずつ少しずつ、新規事業を抑制すると同時にこの基金を積んできたわけであります。そうして、ようやく令和3年度末に7億7,000万まで財政調整基金を積み立てることができました。今年の町政執行方針でも申し上げましたが、今7億7,000万あると、歳入歳出の不均衡が2億円ありますので、このまま

同じような町政運営をしていくと、毎年2億円を崩すと考えていきますと大体3年か4年後ぐらいには基金が枯渇して、町政運営が滞ってしまう。現在と同じ行政サービスができなくなってしまうと、そういった状況であります。では、基金を積み立てればいいのかというのがありますが、これは当然年度間の収支の均衡を埋めるために使うものであります。また、災害等が発生したときのやむを得ない状況のときに緊急出動する貯金でもあるわけでありまして。そう考えますと、私ども由仁町の町政の運営につきましては50億の予算規模ですから、早期健全化団体に陥らない安全策を考えれば、およそ25%、12億程度の財政調整基金は積んでおかなければならない。積むのが一番安全ではないかなというふうに考えております。

1億5,000万しかなかった財政調整基金が7億になるまで、およそ10年以上も時間を要したわけでありまして。この間何もしなかったわけでは当然ありません。事務事業の先送りもいたしました。当然節約もしました。私どもの行うことは町民の皆さんに行政サービスを提供することですから、そのために必要なことはしっかりとやっていかないとというふうに考えますと、財政調整基金を積むだけ、それでいいというわけではありませんので、実施しなければならない事業というものをしっかりと見極めて、何とか健全な財政運営ができるように財政運営を進めていきたいというのが私の考え方でありまして。では、借金しなければいいのではないかという、そういったご意見もあろうかと思いますが、借金というのは必ずしも悪いというものではなくて、今を生きる私たちと、そして現在子供で将来にわたって借金で出来上がったものを利用すると、長い期間にわたって異なる世代にわたって享受されるもの、利用するものについては、これは借金をしてきちんと整備を進めていく必要がありますので、これは借金をしてはならないということではありませんので、誤解を招かないようにしていただきたいと思っております。

続きまして、公債費であります。20年の転落した時点の公債費は26.4%であります。国の基準が25%でありますので、1.4%超えたのであります。それから町政運営を進めていく中で住民の皆さんに大きな負担を強いることになりましたが、繰上償還を重ね、借金をすることを控えて、平成22年、24.9%と国の定めている基準を下回ることができまして、同時に早期健全化団体から脱却をしたわけでありまして。それ以降であります。少しずつ公債費の比率は下がってきております。令和3年度の公債費比率は15.2%であります。約10%近く下がったという状況であります。これは、今後とも少しずつ少しずつ下がっていくものと予想しておりますが、これはかつての早期健全化団体に陥ったような、そういった大型の事業をやらなければの見込みでございますので、何ぼ交付税のバックが多いからといって、実施するには由仁町の財政規模を十分考慮して取り組んでいかなければ、いつまた平成20年のように戻ってしまうか分からないのでありますから、そこはしっかりと見極めていかないと駄目だというふうに考えているところであります。

現在資料を用意しておりますが、財政力指数の推移につきましてはもうちょっと時間をいただきたいと思っております。

長々としゃべってしまってお大変申し訳ないのですが、財政運営の基本というのは

やはり入りを量りていざるをなすであります。歳入をしっかりと見込んで、その歳入に合った歳出を組むというのが、これが基本であります。ですから、これは歳出で穴の空いたバケツのような状態であれば、何ぼお金をつぎ込んでもそのバケツの中には何も残らないというような状況になってしまいますので、そこはしっかりと進めていきたいと考えているところであります。

もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 1点目の財政力指数の推移につきましては、財政を担当しております総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） ご質問の財政力指数でございますが、令和元年実績値で0.22、0.22が実績値であります。なお、平成20年につきましては0.21、そこから0.21から0.24、大体同じぐらいで推移をしております。なお、令和元年度の財政力指数の類似団体につきましては0.28という数値になっております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） 財政力指数については、ほかのいろんな指標について努力されているという点については、頑張っておられるのは、そういうことについては私は評価したいと考えております。ただ、基幹産業が農業であるだけに、農業の今後の展開を考えていきますと、一番大きな米価の下落とか、それから乳製品の消費の低迷等の話も聞いておりますので、非常に税収の確保というのが厳しいし、それから地方交付税もコロナ対策費の総額を加えますと増額に見えておりますけれども、必ずしも景気対策等のあれが町内に循環するような、そういうお金が回っているかという、そうでもない側面もあると思います。そういう点で、今後一般財源の確保を含めて一層の努力をしていただきたいということと、財政力の推移の問題については、予算審査もありますので、その中でまたお聞きしたいと思います。

それでは、2点目、由仁町立診療所と介護老人保健施設ひだまりの運営についてであります。町立診療所は、在宅療養を支える事業を中心に、町内だけではなく栗山町、由仁町など広域での在宅医療に取り組んでいます。数年前までは一般会計からの繰入れが多分に

なっていました。訪問診療、リハビリケアの提供でこれまで町外診療を受けていた患者のUターン現象や新規の患者も増加したことで一般会計の繰入れも大幅に減ってきています。ただ、今後において医療、介護スタッフの人員不足も懸念されることから、医師確保も含めた診療所の今後の運営見通しについてお尋ねをいたします。

また、由仁町介護老人保健施設ひだまりにおいては、町政執行方針の中で、入所によるリハビリテーションや短期入所による家族の休息など、地域包括ケアシステムの中での重要な役割を果たすことから、スタッフの確保に努め、経営の安定化を図るとありますけれども、在宅と施設入所の中間施設でもあり、稼働率の低さや一般会計からの繰入れの増大も懸念されていることもあり、今後の経営改善の見通しについて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（熊林和男君） 大竹君、診療所の在宅診療を支える事業の中心は、町内だけでなく栗山町と由仁町と言われたのですけれども、長沼町などですね。

○8番（大竹 登君） はい。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の町立診療所と介護老人保健施設ひだまりの運営についてのご質問にお答えをいたします。

自治体病院に対しまして廃止、統合、再編を迫る地域医療構想に先んじて、平成30年3月、国民健康保険由仁町立病院は約半世紀にわたる歴史に幕を下ろし、診療所と老人保健施設として新しくスタートしたところであります。転換した診療所につきましては広域での在宅医療を提供しておりまして、町内の患者だけではなく栗山町や長沼町など町外からの入院、外来、訪問診療患者も増加しているところであります。当町並びに近隣町におきましても人口減少が進んでいる中におきまして、積極的に訪問診療活動の範囲を広げ、患者数の増加を目指すことが経営の安定につながるものと考えております。令和3年度につきましては、常勤医師4名体制で、看護師などを含む医療スタッフは充実しておりました。しかし、常勤医師1名が任期満了によって3月末で退職することになり、訪問診療の需要増加に対応するためにも医師の確保が喫緊の課題となっております。医師の補充、採用につきましては、これまでと同様に北海道地域医療振興財団、全国自治体病院協議会や町立診療所のホームページなどで募集活動を進めていくとともに、今年度は新たに医師専用の人材紹介会社を活用してより積極的に進め、運営の改善、安定を目指してまいります。

次に、介護老人保健施設ひだまりにつきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入所制限などによりまして1日平均10名弱の利用となり、収益が大きく減少いたしました。新型コロナウイルスによるパンデミックはいまだ終息しておりませんが、新規利用の問合せも少しずつ増えておりまして、その結果入所者が増え、稼働率は50%を超え、赤字を解消するには至っておりませんが、収益は改善に向かっているところであります。介護老人保健施設は、ついの住みかではなく、議員もご指摘のとおり、在宅と施設入所の中間施設であることから、介護保険被保険者の動向、特別養護老人ホームの

待機者数及び入院患者数、さらに利用基準の改正などによって今後も大幅な増加を見込むことはできませんが、この施設はリハビリテーション、家族の休息のためのレスパイト利用など、在宅療養を推進していくために町立診療所と一体となって必要な機能、役割を果たすものであります。今後とも安定的な経営のために、社会福祉協議会が指定管理者として運営している介護老人保健施設ほほえみの家で予定をしております外国人実習生の活用も視野に入れながら人材の確保に努め、経営の改善に努めてまいります。

町立診療所と介護老人保健施設の運営及び経営につきましては、何よりもマンパワー、エッセンシャルワーカーによる医療、介護サービスの充実が患者や入所あるいは利用者の増加につながることから、人材情報の入手に努め、他の医療機関や関係機関と連携しながら根気強く人材の確保による運営体制の強化に努め、町民の皆さんの期待と信頼に応えられる医療、介護サービスを提供し、経営の改善を目指してまいります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） ただいま基本的なことについて答弁がありましたけれども、ざっくりしたお話を伺いたいと思います。

1点目は、コロナ前と新年度当初予算、その繰入額がどう推移してきたか、ルール分の国の交付金もありますので、それがどうなっているかということが1点目であります。

2点目は、非常に心配しておりますのは、診療所の経営が安定をしてきている一方、ひだまりのほうが先ほどの答弁では50%稼働、私も稼働率という言葉は使いたくないのですけれども、国がどうしても稼働率によって補助金を増やすとか、減らすとか、そういうことで経営上すごく影響があるものですからあれですけれども、ひだまりの繰入額が補正等を見てもかなり多額な金額になってきているものですから、そういう点で50%といいますと半分が活用されていないという、中間施設、必要な施設であることは当然分かっておりますけれども、病床数が適正なのかどうか、それから入所する待機者、そういう動向なんかは近年中間施設の待機者というのが減ってきているというふうなお話も聞いておりますので、ニーズに合った施設運用ということも必要になってくると思います。

それから、もう一つは、今中間施設等の扱いで認知症の患者なんかを受け入れてほしいという、リハビリも含めてですけれども、そういう要望もかなり出ております。今の施設でそういう人たちも入所されておりますけれども、施設の管理上、やはり認知症の人たちの受入れが増えるとその人たちを世話をするための、深夜徘徊とか、そういうことに対する管理、指導とかいうのが建物の構造上非常に難しいのではないかというふうなことも懸念されますので、現在の病院、診療所をそのまま将来ともに医療、それから老健、両方の分野でこのまま継続して使用されていこうとしているのか、その辺の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問1点目、2点目、繰入額等に関するご質問にしましては、後ほど診療所事務長のほうからお答えをさせていただきます。

私のほうからは3点目の町立診療所、ひだまりの建物、これを将来的にどうするのかと、当然医療、介護サービスを提供する上において構造上の問題があるから提供できないサービスもあるのではないかと、そういったご質問も含めてお答えさせていただきますが、診療所の改築あるいは新しく建てるということにつきましては私もいろいろな方面からご質問をいただいております。先ほどもお答えをいたしました。現在私どもの自治体病院では転換が迫られております。コロナによりまして地域医療構想は一時中止となっておりますが、この地域医療構想に先んじて私どもは町立病院のほうを縮小したわけでありまして。コロナのパンデミックが終息すると恐らく地域医療構想の問題がまたスタートすると思えます。

そんな中にありまして、私どもの診療所の立ち位置であります。これは2次医療圏内に入っております。簡単に言いますと、大きな手術をしたりとか、がんなどで重症の患者さんを診る医療機関ではありませんので、発見した場合には直ちに専門病院のほうに転送するという、そういった役割を担っております。訪問看護も南空知を中心とした広域で取り組んでおります。今栗山町では日赤病院が改築をする予定であります。ベッド数も現在と同じベッド数で改築するというお話をお聞きしております。私は、少なくともこの南空知において専門的な総合病院としての栗山日赤病院のその改築の医療機関としての在り方をしっかりと見据えてからでないと、現在の町立診療所を建て替えるということは私は現在は考えておりません。これをきちんと見据えてからでないと、建ててしまってから、栗山もやっている、由仁もやっている、長沼でもやっている。同じようなことをこんな近い小さなエリアで患者の奪い合いをやっても仕方ないのであります。ですから、栗山の日赤病院がきちんと建つまでは、このことについては私は保留といいますか、それまでしっかりと現在の建物を使って住民への医療サービスを提供するというふうを考えております。ですから、建て替えについてはもう少し時間をいただきたいと思っております。早くやることは簡単であります。これは見据えないといけないなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それで、1点目の繰入額の推移等につきまして事務長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君） 大竹議員の1点目の繰入額の状況についてご説明をさせていただきます。

まず、令和元年度の診療所の一般会計繰入額ですが、2億593万円です。令和2年度からコロナ感染が発生しておりますが、このときの診療所の一般会計繰入額が1億7,746万4,000円であります。訪問診療などがかなり増えてきましたので、通常の病院関係ではコロナの影響によって収益が下がっておりますが、当町では訪問診療の活動によって逆に一般会計の繰入額が減っているという状況であります。令和3年度につきましても、先日の補正予算で1億8,000万円となっておりますので、コロナ禍における影響というものとは比較的当診療所においては少ないと思っております。

続きまして、2点目の病床数の適正化であります。由仁の介護老人保健施設の定員が29床となっております。施設の基準的には小規模の介護老人保健施設という指定を受けてやっております。先ほど稼働率が50%ということですが、利用においてはその月、その月で変化があります。少ないときもあれば多いときもあります。急激に70%台になったりすることもありますので、平均を取るということもありますが、多少利用の増減に対応できるということも必要でありますので、現在の定員数で適正であるというふうに判断しております。

以上であります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） ひだまりの繰入れの推移、ちょっと答弁漏れあるのでないかと思えます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君） 失礼しました。

ひだまりのほうの繰入額になりますが、令和元年度は5,210万円です。令和2年度、7,546万円、こちらにつきましては新型コロナウイルスの影響によって入所制限をしたことによって増えております。令和3年度が6,500万円台となっております。

以上であります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） 分かりました。もっと繰入れが診療所減っていると思ったのですが、医師も増えておりますし、患者数も相当増えてはおりますけれども、それに伴う経費もかかっているのだらうと思えますけれども、これを見ますと診療所部分で2,000万くらい減った部分がひだまり部分で埋まってしまうというふうな現状で、かなり厳しいなというふうに思えます。そういう点で今後とも一層経営改善に努力される。住民の信頼に応えられるような医療施設として継続されることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 申し訳ございません、大竹議員、1点だけ補足説明させていただ

きます。

診療所の繰入れがあまり減っていないということではありますが、現在診療所に対する繰入れに関しましては地方交付税で措置されている診療所に理論上措置されている額以上のものは繰入れを行っていないというのが現状でございます。交付税において理論上措置されている額を診療所のほうに繰入れをしているということでございます。

○8番（大竹 登君） 後ほど文書でその額提示してもらいたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、大島君の発言を許します。

大島君

○1番（大島敏弘君） 町長にお伺いいたします。今後の公共施設の在り方についてお伺いいたします。

町長は、令和4年度町政執行方針で、公共施設の在り方について検討するとしております。公共施設の位置づけについては、平成29年に策定の総合管理計画があり、町のホームページでも公開されています。この計画では、大規模改修や建て替えを行わなければ老朽化が進行して安心して使用できなくなるが、厳しい財政状況の下では全ての施設を維持、更新することは困難であることから、施設の適切な規模と在り方を検討し、最適な配置を実現するとしております。

さて、公共施設の中には、町民センターや三川会館、町体育館、町立診療所などは築年数が40年、50年以上経過しており、その他の施設についても20年、30年以上経過しているものが数多くあります。昨年、同僚議員からも類似の質問がなされ、町長は現状の把握を行い、将来像を見据えた検討、取組を行うと答弁されています。そこで、これら老朽化が進んでいる施設について建て替え、廃止、大規模改修など具体的な検討がなされているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大島議員の今後の公共施設の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

全国の地方公共団体では、人口増加が急激に進んだ高度経済成長期以降に多様化する住民ニーズに応えるため、多くの公共施設を次々に建設してきたところであります。しかしながら、これら公共施設の多くが築30年以上を経過するなど一斉に老朽化が進み、建て替えや大規模改修といった更新が必要となる時期が集中し、多くの地方公共団体で大量に

建設された公共施設の更新問題が浮き彫りになっているところであります。当町におきましても、厳しい財政状況が続く中におきまして経済成長期と同じように施設の整備や管理をすることは大変難しく、人口減少等による公共施設の利用需要も大きく変化していることから、今後の公共施設の在り方は町政運営上の大きな課題となっております。

このような状況の中で、当町では平成29年3月、公共施設等総合管理計画を策定し、令和17年度末までの20年間を計画期間として、少子高齢社会と人口減少等による厳しい財政状況の中で近年一斉に改修、更新時期を迎える多くの公共施設について、住民ニーズも踏まえながら長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などに取り組むための基本計画を定め、全ての公共施設や道路、橋梁等のインフラ資産の更新費用を算出したところであります。平成29年3月の計画時に算定いたしました公共施設の維持、更新経費は、計画策定時の総量であります。193施設を維持するためには向こう40年で302億3,000万円、単年度平均で7億6,000万円が必要になる、こういった結果となったところでございます。現在の当町の財政状況では、この計画に基づく維持、更新や大規模改修を行うことは大変難しい状況であることから、施設の維持に関してはその費用を抑えるために最低限の補修を行い、運営を継続しているのが現状であります。

当町が所有する公共施設は、昭和45年に建設された町立診療所、さらに町体育館が築50年以上であります。町民センターや三川会館は築40年以上経過しており、また比較的新しい公共施設であります町民プールや健康元気づくり館、ゆにガーデンなどの施設につきましても既に築年数が20年を超えており、その補修に係る経費は近年著しく増大しております。これら全ての施設を維持するために改修や修繕に係る経費を捻出することは、一方で行政サービスの水準を圧迫することから、本定例会の町政執行方針で重要施策の一つとして所信を申し上げたところであります。

議員ご指摘のとおり、令和3年第1回議会定例会におきまして他の議員から公共施設の老朽化に伴う今後の維持管理等についてのご質問を受け、利用者の少ない施設や大規模改修を要する一部施設の休廃止について検討を開始したところでありますが、施設の維持、改修が年々増加している現状を顧みますと、全ての公共施設を対象に将来的な位置づけを定める時期が到来しているところであります。特に老朽化の著しい施設や修繕費用が増大している施設につきましては優先して早急に検討を始めなければならないと考えているところであります。また、民間事業者への指定管理を行っております公共施設におきましては、運営費に赤字が生じ、その補填を続けなければ存続ができない施設につきましては施設存続の必要性についても慎重に検討を行わなければなりません。必要な公共施設を活用した行政サービスを維持するためには、人口減少や少子高齢化など人口構造やニーズの変化、そして町の財政規模に応じた施設の配置、総量の最適化が重要であります。より丁寧な実態把握を行い、町の将来像を見据えた検討や取組を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 大島君

○1番（大島敏弘君） 公共施設は、それぞれに地域ニーズや社会経済情勢により設置の

判断がなされてきたものでありますが、時の経過とともに人口減少などによる施設の利用需要など、その置かれた状況が変化しております。したがって、その施設の在り方についても建て替え、改修による維持、廃止以外にも方法があるのではないかと考えます。その一例として民間の活用があります。民間活用には業務委託や指定管理者制度などがあり、当町においても各施設においてそれぞれ適した制度を採用し、施設運営を行っていますが、施設そのものを民営化するといった手法も考えられます。例えばであります、産業施設、特に環境施設については、設置当時は時代の要請などそれなりの公共施設としての意義、使命があったのでありますが、老朽化の進んでいる現在においては、町の財政状況を考えますと建て替えや大規模な改修もなかなか困難ではないかと思えます。かといって、施設を単純に廃止すればいいのかといえば、町内経済への影響や町民の雇用問題、あるいは補助金の返還といったこともあり、そうそう簡単にできることでもありません。

私自身は、観光施設については行政が所有して条例などで決められた利用方法の範囲で施設を運営するといった現在の在り方については、果たしてその施設が最大限に有効活用されるのであろうかといった疑問が浮かび上がってくるのであります。行政が本来果たすべき役割の観点から、その在り方を見直し、民間になじむものは民間に、民間にできることは民間に委ね、簡素で効率的な行政運営を図るべきではないかと考えます。民営化により、事業者が持つ民間活力、技術、経営のノウハウを最大限に発揮していただき、先駆的、多角的な視点に立って町の活性化が図られ、かつもうかる経営を民間事業者自らが町内で事業展開していただくことが当町にとって最良と考えますが、改めて町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） お答えをさせていただきます。

公共施設の運営管理につきましては、町民の文化系の施設や保健福祉施設、社会教育、スポーツ系の施設、産業系の施設のほとんどが現在指定管理者制度を活用し、民間のノウハウ、これに基づきまして住民サービスの向上と経費の削減などを図っているところであります。最近では由仁保育園や三川保育園につきましても令和2年の4月、認定こども園の開設によりまして民間学校法人への経営移管と併せて、この法人がそれぞれの施設の運営管理を行っております。しかしながら、これら全ての施設の所有者は町から変わっておりませんので、施設の維持に必要となる修繕や改修といった経費は従前どおり町が負担せざるを得ないという状況であります。統廃合によりまして閉校となった小中学校や施設設置の役割や使命を終えて老朽化により廃止しました古山にあります集落センターにおきましては、民間の利活用者への払下げ、払下げといいましてもこれは売却でございますが、払下げを行いまして、公共施設のスリム化を進めてきたところであります。この効果は限定的なものでありまして、さきにも申し上げましたとおり、このまま全ての公共施設を維持することは当町の財政状況では大変難しく、仮に施設の廃止を決定しても、その施設の解体もできないというような状況でございます。

大島議員ご指摘のとおり、民間になじむものや民間にできることは民間に委ねるべきで

あり、公共施設の民営化という手法につきましては私としても積極的に検討すべきであると考えているところであります。それぞれの公共施設の役割や利用者のニーズ、そして休廃止した場合の町内経済への影響などを十分検討を進めまして、民営化すべき施設、民営化に適した施設を選定するのが必要ではないかと考えております。公共施設の民営化につきましては、民間事業者との協議や施設の譲渡、補助金の財産処分、補助金の財産処分に係る事務手続、さらに譲渡する施設の評価算定などの課題を解決しなければなりません。そして、何よりも公共施設の民営化にはこれらの施設を利用する町民の皆さんからもご理解をいただくことが重要でありまして、町民の皆さんの意見などを踏まえ、慎重に検討していきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大島君

○1番（大島敏弘君） 今後公共施設に何かあってからでは大変なことになると思います。速やかに取り組んでもらうようよろしくお願いを申し上げまして、自分の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、羽賀君の発言を許します。

羽賀君

○2番（羽賀直文君） 私は、ふるさと寄附金についてお伺いいたします。

当町のふるさと寄附金は、平成29年度に初めて1億円を超えて以来、今年度まで同じような寄附額で推移しています。ふるさと寄附金については、町長も町政執行方針において、まちづくりの貴重な財源としてのみならず、関係人口の拡大や町の魅力のPR効果にも期待しておられます。今年度は、さらにポータルサイトを増やし、寄附金増加を目指すようですが、当町と同じような産業構造の管内の自治体では2倍もしくは3倍近くの寄附金を集めている自治体もあります。ふるさと寄附金は、他の財源と異なり、工夫次第ではまだまだ伸ばすことが可能な分野だと思います。それだけに、ここ数年の伸び悩みとも言える状況の要因分析と今後魅力ある返礼品をどのように掘り起こしていくのかを町長に伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員のふるさと寄附金についてのご質問にお答えをいたします。

当町では、ふるさと寄附金、ふるさと納税制度が創設された平成20年度から由仁町ふるさと寄附金として取り組んでおり、まちづくりの貴重な財源となるものであることから、積極的に進めてきたところであります。この制度の開始初年度の寄附額は241万円でありました。返礼品の贈呈を開始した平成26年度は783万円、さらに寄附額の増加を目指しまして、私が町長に就任してからは私自らが先頭に立ち、いわゆるトップセールスを展開するとともに、ふるさとチョイスや楽天ふるさと納税といったポータルサイトを活用するなどPRの強化に努め、平成27年度は2,806万円、平成28年度はあと一步で1億円を超える9,650万円と増加し続け、平成29年度には1億3,036万円と初めて1億円を超える多くの寄附をいただいたところであります。その後は1億円を超える寄附となっておりますが、大きな増加は見られず、議員ご指摘のとおり横ばいで推移しているところであります。

これにつきましては、近年当町の主力返礼品であるお米の申込みが伸びていないことが原因でありまして、特に令和3年度におきましてはお米の申込み件数及び寄附額ともに大きく減少し、前年度対比で約2,600万円の減となっている状況であります。全国の市町村が展開するふるさと納税のこの返礼品の中でも人気の高いお米は、多くの自治体においても主力返礼品として取り扱われ、年々競争が激化しております。同じ量なら寄附額の低いほうに、同じ寄附額なら量が多いほうにといったように、よりお得感のある返礼品に寄附者が流れているものと推測しております。

さらに、返礼品を提供していただく町内の協賛事業者につきましても、広報ゆにや町のホームページで募集しているほか、担当職員が個別に事業者を訪問し、協力を求めているところでありますが、なかなか登録に結びつかず、地域協賛事業者の伸び悩みによりまして返礼品の種類が固定化しており、結果として返礼品を多くそろえられないことも全体の寄附額増加へつながっていかないものと考えております。しかし、その一方で、コロナ禍によりまして健康を意識した新しい食生活スタイルの浸透がオートミールの人気を一層高めており、お米の減少分をカバーするほどの申込みをいただいているところであります。これまでもふるさと寄附金の実施に当たっては他の自治体の取組なども注視しているところであり、議員ご指摘のとおり管内でも当町の2倍、3倍、それ以上の寄附金を集めている自治体もありますが、当町と同じように基幹産業が農業である、いわゆる産業構造が同じであっても全国的に知名度の高い企業が提供する高額な返礼品が多くの寄附を集めている自治体もあるなど、条件は様々でありまして、一律的な比較はできないものであります。

現状を捉えますと、いかに現在の返礼品を多くの方に見てもらい、由仁町を知ってもらえることができるかが入り口、出発点でありまして、このことが極めて重要であります。したがって、令和4年度からはテレビのCMで有名なポータルサイト、さとふるを活用するほか、返礼品単体のラインナップにとどまらず、例えば協賛事業者間のコラボレーションによる新規返礼品の開発や付加価値を高める見せ方の工夫をするなど、これまでにない新たな視点と取組、さらにはより効果的な発信方法も研究してまいります。寄附額の増加には協賛事業者の協力は不可欠であります。町内返礼品の資源となり得る可能性を追求し、より一層積極的かつ重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○2番（羽賀直文君） ふるさと寄附金は、私が言うまでもなく、大変お徳感のある制度だというふうに認識しております。寄附した人が寄附した自治体よりお気に入りの返礼品をもらえるばかりではなく、所得によって上限はございますけれども、寄附した金額から2,000円を引いた残りの部分は寄附金控除として計上できる非常にお徳感のあるものだというふうに思っております。過日町長のほうより、12月には相応の寄附件数、そして寄附額があったというふうに報告がありましたけれども、あれは制度の都合上駆け込み的に需要があった。そういう顕著な現れではないかなというふうに私は思っております。

総務省が公表した令和3年度ふるさと納税に関する現況調査結果によりますと、令和2年度の寄附件数は3,488万8,000件、対前年度比49.5%増、その寄附額は6,724億9,000万円、同37.9%増と、ともに前年度よりも大幅に増加して過去最高を更新しました。ふるさと納税は、行き過ぎた返礼品合戦の是正に向けた制度の見直し、いわゆるふるさと納税指定制度が令和元年6月から施行されたことから、令和元年度の寄附件数は平成24年度以来の減少を記録しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣籠もり消費の増加や地場産業支援、災害被災地支援を目的とした寄附が増え、寄附件数は再び増加に転じ、寄附額も引き続き右肩上がりとなっています。

当町では平成30年に前年度実績を割りましたが、次年度からは回復しております。このことから、ふるさと寄附金は限られたパイをそれぞれの自治体が奪い合うのではなく、パイそのものが大きくなっていることが分かります。この制度が存続する限り、これを大いに活用しない手はないというふうに思っております。当町が現在登録しているポータルサイトは、楽天ふるさと納税、登録自治体数1,305自治体、ふるさとチョイス、同1,621自治体と人気上位のポータルサイトですし、新年度から登録予定のさとふるでも登録自治体数1,046自治体と、まさに上位を占めるポータルサイトでございます。

これを聞きまして、私も新年度からの寄附額の増加に大いに期待している一人でございますけれども、しかし何といたっても肝要なのは魅力ある返礼品の充実かなというふうに思います。先ほど町長が申しておりましたとおり、当町に限らず、恐らくこの管内、そして全国的にもお米というのは返礼品の主体となるべきものであろうかなというふうに思っております。そのPRです。返礼品そのものは各事業者において多分対応していただいているのだというふうに思いますけれども、米一つ取っても、例えば当町のゆめぴりかは全道の作付のおよそ7%、これはJA単位でございますけれども、決して少ない作付面積ではございません。高品位米率もかなり当JAは上位を占めている。なおかつ、北海道は、先般報道でも出ましたけれども、食味ランクでもゆめぴりか、ななつぼし、ふっくりんこ、この3銘柄につきましては特Aの認定をもらっております。そういうところを各事業者ごとではなかなかPRできない部分をパンフレット1枚でもいいから、そういうふうに消費者の方に送って認識してもらい、そういうPRの方法も大事なかなというふうに思いますし、町長も申しておりました時代のニーズに合わせた返礼品の掘り起こし、例えばお米だけでなく、私が見たサイトの中ではお米プラス御飯のお供、これを先ほど町長が言っ

たコラボレーションしながら返礼品として開発していくとか、結構多かったのは無洗米です。当町の事業者にも1件あったかと思えますけれども、都会の方とはとぐ時間もとぐ水も削減する無洗米というのはなかなか魅力的な商品なのかなというふうに思います。こういうもの時代のニーズに合わせた開発をしていくのも一つの手かなというふうに思います。そういった面で、先ほどから申しております全体的な返礼品も含めて、町の魅力のPRが私は全体的に欠けているのかなというふうに思っております。この点に関しては町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま再質問で無洗米に取り組んでいる業者がいるという大変貴重な情報をいただきましたので、早速担当職員をその業者の方にまずは派遣をしようと思っているところであります。

先ほど来なかなか協力事業者が集まらないというお話をさせていただきましたが、職員が個別にお伺いをしてお願いをしても、事業者の方からは農協に出せば手間がかからないからということでお断りをされる。あるいは、メロンの場合はロットが少ないのだと、ですからふるさと納税で出せるのはこれだけ、あとは全部農協のほうに出すから、もうこれ以上出せない。需要が大変多くて、メロンの申込み件数は在庫がある限りどんどん入ってくるのでありますが、ここでもう途絶えてしまう。なかなか協力を得られないというところではありますが、職員が本当に個別に1件1件、潰しにかかると言ったら表現が悪いのかもしれませんが、協力事業者を求めていると、集めているといった状況であります。

昨今の情勢を見ますと、確かに当町のお米は本当にトップクラスのお米なのであります。ただ、このトップクラスのお米が由仁しかないというのであれば、これは大きなセールスポイントになるのでありますが、これはホクレンが進めておりますように、由仁だけでは実はないのでありまして、お米で脚光を浴びて売れたのは、農業法人がたしか蘭越町の米一1で賞を取った、こういったお米は足が早いといいますか、何か普通のお米とちょっと違うというセールスポイントがあれば確実に増えていくといった、そういった状況に今なっているところであります。表現が適切なのかどうか分かりませんが、特別ですとか、プレミアムですとか、限定品とか、そういう言葉をつけると寄附額が、申込者が大変増えていくといった、そういった現象が見られるようでありますので、私どももPRの方法を考えていきたいと思っております。

PRの方法をもっと検討すれということですが、こちらのほうを御覧になって

いただいたことがあるかもしれませんが、これがうちのふるさと寄附金のホームページからダウンロードして印刷したものであります。私どもが企業誘致から、いろいろ出かけているとき、これは私も含め、職員も必ずこのパンフレットをプリントアウトして持参して、企業のほうにもふるさと納税をお願いしますといった、そういった対応もしております。また、御覧になったことはないと思います。由仁町には現在4種類の封筒がございます。皆様方一般的に御覧になる封筒というのは、この封筒だと思います。しかし、町では町外の方にお送りする封筒は、実はこれでございます。町民の方にはお送りしておりません。この封筒の裏側はこのようになっておりまして、QRコードですぐふるさと納税のサイトに飛ぶようになっております。これを、町外の人に発送する郵便物に全てこの封筒を使っているという状況でございます。最初の答弁でもお話をいたしました、例えば一例としてトップセールスと言いましたが、私の名刺の裏側には全てこのふるさと納税にと結びつくQRコードが印刷してあります。これは、職員もこのように印刷をして、ふるさと納税を一件でも増やすために努力をしているところであります。また、これは毎年であります、町外から通っている役場職員には全員このパンフレットを配って、ふるさと納税をしてくださいというお願いもしているところであります。ここまでやってきてもなかなか伸びないのであります、これからもいろいろな方法を考えて寄附金の増額に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございますので、ぜひとも議員もご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○2番（羽賀直文君） 今のお話を聞いて、町長をはじめ、私も担当職員というか、地域活性化の皆様には大変ご苦労願っているのだなというふうに思っております。私はペーパー1枚でどうなっているのだと簡単に聞けばいいですけども、担当職員は先ほどお話があったように、そういう事業者のところへ赴いて頭を下げたり、もし話がまとまればいろいろ交渉にも行かれる。仕事だと言ってしまえばそれまでですけども、大変な苦労があるのだらうなというふうに思っております。

2点目の質問の中でPRという言葉を使わせていただきました。私も更新になったホームページを何回か見たことあるわけですけども、当然ホームページからもふるさと寄附金のところに飛んでいけますし、ただリニューアルになったといいながら、果たしてそれではどれだけアクセス数が増えたのであろうかなという疑問もありますので、もし回答できるものであれば、回答していただきたいなというふうに思っております。

今の時代、SNSが大変主流でございます。同僚議員の中にも非常に頻繁に使っている方おられますけれども、職員の中で私が見かけるのは、産業振興課の職員が何かイベントがあればその都度上げていらっしゃる方がおられます。仕事としてやっておられるのか、プライベートということは多分ないのでしょうかけれども、ああいうことが非常にこの時代大事だと思うのです。私何回か話の中で出させていただけます佐賀県の武雄市の元市長の樋渡さんという方、あの方が現職時代に職員みんなにフェイスブックのアカウントを取らせて、何でもいいから発信しろと。フェイスブック課というのもつくった。そのことが話

題になって、アメリカのフェイスブックの本社からも視察に来たことがあるそうでございます。

例えばフェイスブックで、由仁町に今度新しいこういうふるさと寄附金の返礼品を用意しましたよと、見てくれる方、フォロワーが増えればそれだけまた関係人口も増えていくでしょうし、例えば町にゆかりのある方ですと、俺のふるさとだとか、両親のふるさとではこういうことやっているのだなど。頻繁に出せばそういうことに感心持ってくださいる方も結構いらっしゃるのではないかなと今の時代思うのです。そういった意味では、そういったSNSを利用しない手も全くないわけではないのではないかなというふうに思いますし、それがまた純粋に由仁町に寄附をしたいなと思う人の掘り起こしにもつながるのではないかなというふうに私は思っております。そういった意味で、先ほどからいろいろご苦労の話も聞いております。いろんな角度からまた検討していただいて、少しでもふるさと寄附金が伸びること、伸びるように手だてを講じていただくこと、これを強くご指摘させていただいて、私の質問を終わりたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 貴重な助言をいただきまして、本当にありがとうございます。検討してまいりたいと思います。どうぞこれからもよろしく願いいたします。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第2、一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日3月12日から3月17日まで休会とし、3月18日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡をいたします。

3月18日の会議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

◎延会 午前11時39分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

8 番議員 大 竹 登

9 番議員 後 藤 篤 人